

令和 2 年度決算に基づく
室戸市の財政健全化判断比率及び
公営企業資金不足比率審査意見書

室戸市監査委員

3 室 監 第 37 号
令和 3 年 8 月 17 日

室戸市長 植田 壯一郎 様

室戸市監査委員 谷 口 稀 稔
室戸市監査委員 濱 口 太 作

令和 2 年度決算に基づく室戸市の財政健全化判断比率
及び公営企業資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 2 年度室戸市の財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

令和 2 年度決算に基づく室戸市の財政健全化判断比率の審査意見書	1
令和 2 年度室戸市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の審査意見書	4
参考資料（年度別健全化判断比率）	5

令和2年度決算に基づく室戸市の財政健全化判断比率の審査意見書

第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2 審査の期間

令和3年8月3日から令和3年8月10日まで

第3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率の状況

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実 質 赤 字 比 率	—	—	14.71	20.00
② 連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	19.71	30.00
③ 実 質 公 債 費 比 率	10.2	10.4	25.0	35.0
④ 将 来 負 担 比 率	—	13.3	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は実質赤字が生じていない場合「—」と表記

※ 将来負担比率は充当可能財源の不足額が生じていない場合「—」と表記

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（普通会計ベース）を対象とした実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。本市の一般会計等に当たる会計は、一般会計、海洋深層水給水事業・障害支援区分認定審査会運営事業特別会計の3会計となっている。うち、一般会計、海洋深層水給水事業特別会計は黒字であり、障害支援区分認定審査会運営事業特別会計が均衡となっており、全体としての実質収支は264,959千円の黒字となっており、前年度に比べ120,298千円（83.2%）増加しており、実質赤字額は無く、実質赤字比率は発生していない。

なお、財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準は14.71%、財政再生計画の策定が求められる財政再生基準は20.0%である。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全ての会計の実質赤字額及び水道事業会計の資金不足額を標準財政規模で除した比率である。

各会計の収支状況を見ると、8会計中、一般会計、介護保険事業・海洋深層水給水事業・後期高齢者医療事業特別会計及び水道事業会計の5会計は黒字であり、国民健康保険事業・障害支援区分認定審査会運営事業・介護認定審査会運営事業特別会計の3会計は均衡し、全会計を合計した連結実質収支額は854,304千円の黒字となっている。前年度に比べ3億3,587万1千円（64.8%）の増加となっている。

連結実質赤字比率については、赤字額は発生していないため、数値は発生していない。

なお、財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準は19.71%、財政再生計画の策定が求められる財政再生基準は30.0%である。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、元利償還及び準元利償還金に要する一般財源の合計額を標準財政規模で除した比率（但し、普通交付税算定上の基準財政需要額に算入される額は、それぞれから控除する。）の3ヶ年の平均値である。

実質公債費比率は 10.2%で、前年度と比べ 0.2 ポイントの改善となっている。今後においても適正な起債発行に努められたい。

なお、この比率が過去 3 ヶ年平均で 18%以上の団体は県知事の許可が必要となり、特に地方債の管理には配慮する必要があるとされている。

また、財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準は 25.0%、財政再生計画の策定が求められる財政再生基準は 35.0%であるが、これらを下回っている。

④ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債であると考えられる将来負担額から充当可能財源等を控除した額を標準財政規模で除した比率（但し、普通交付税算定上の基準財政需要額に算入される額は、それぞれから控除する。）である。

将来負担額の主なものは、一般会計等に係る地方債現在高、組合負担等見込額及び退職手当負担見込額などである。また、充当可能財源等の主なものは、将来負担額に充当できる基金残高などである。

本年度は、将来負担額より充当可能財源が多いため、数値は発生していない。

財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準は 35.0%である。なお、財政再生基準は設定されていない。

※ 標準財政規模とは、地方公共団体の経常的一般財源の標準的な大きさを示す指標で、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債を加えた額である。なお、本年度の標準財政規模は 5,476,284 千円となっている。

むすび

当年度も財政健全化判断比率を越える項目は無く、今後も健全な財政を堅持するよう財政運営に努められたい。

令和2年度室戸市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の審査意見書

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年8月3日から令和3年8月10日まで

第3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

資金不足比率の状況

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※ 資金不足額が生じていない場合「—」と表記

資金不足比率は、公営企業の資金の不足額を事業の規模で除した比率である。

水道事業会計は、流動負債が流動資産より小さく 414,005 千円の剰余額となっており資金不足額がないため、資金不足比率は発生していない。

なお、財政健全化法に基づく経営健全化計画の策定が求められる経営健全化基準は20.0%である。

むすび

室戸市水道事業において資金不足額はなく、経営の健全性を確保しているものと認められた。今後も健全な財政を堅持するとともに、効率的な経営に努められたい。

参考資料

年度別健全化判断比率

(単位：％)

年 度		区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
令和2年度			—	—	10.2	—	—
令和元年度			—	—	10.4	13.3	—
平成30年度			—	—	11.0	21.1	—
平成29年度			—	—	12.5	27.5	—
平成28年度			—	—	15.0	43.9	—
平成27年度			—	—	16.6	54.8	—
平成26年度			—	—	18.0	74.4	—
県知事許可基準					18.0		経営健全化基準
令和 2 年 度	早期健全化基準		14.71	19.71	25.0	350.0	20.0
	財政再生基準		20.00	30.00	35.0		

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字が生じていない場合「—」と表記

※ 将来負担比率は充当可能財源の不足額が生じていない場合「—」と表記

※ 資金不足比率は資金の不足額が生じていない場合「—」と表記